

LSCには、「YMG assmby」という模擬クライアント(SC)グループがあることは、10周年の「こんせいゆ」でお伝えしました。実務基礎教育の一環として、SCを利用した授業を行う一方、学修支援として、学修の参考や意欲の向上、意識改革に繋げるための模擬法律相談も提供しています。ここでは、コーディネーターも同席します。希望した学生に対して、1週間に1度のペースで、年間25〜30回。2〜3年継続することを目標としています。初対面の緊張感というリスクを回避するため、原則、半年間は同じSCが担当しますが、だからと言って「慣れ」は禁物です。SCの重要な役割の一つであるフィードバック(その場で得た感想を的確な言葉で学生に伝えること)は、相手の行動に影響を与えるものでなくてはなりませんから、毎回、同じ内容にならない様、表現や言葉選びには、充分慎重を期さねばなりません。



模擬相談の様子

また、毎回、相談内容が異なりますから、SCは、それに合わせて違う人物を演じてはなりません。シナリオから自分なりに人物のイメージを膨らませ、声のトーンや話し方を変える、表情やしぐさに変化をつける。中には、それ風に見えるような服装や髪型を考えるSCもいます。演技・フィードバック・同じ人物に見えない工夫、どれをとっても「最高級の品質」を維持するために、SCの自己研鑽は続きます。(Y)



2005年開設時
田邊誠研究科長(当時)と小濱センター長

コラム



付度と空気を読むこと

むかしのことだがNHKの高橋圭三アナウンサーは番組の最初について「事実は小説より奇なり」と言っていた。

このことは8年前の3.11を思い出せばすぐに肯ける。海岸に押し寄せる高い壁のような巨大な波、名取川を遡っていく波の速さ、道路を走る自動車を一飲みにした波の力。

だれもこうした事態が目の前で起きるとは想像していなかった。事故の後、しばしば「想定外」ということばが使われたが、3.11の事故は、現実には圧倒的であって、人間の想定を凌駕することを無理やりに納得させられたのである。揺れが収まった後、西の空を見上げると、日が高いはずがもう薄暗くなっていた。

「付度」という言葉が流行したのは2年前のことである。最近もまたマスコミにぎわした。どうも世の中には「付度」することを仕事と心得ている連中がいるらしい。しかし現実を前にしたら、一権力者の思惑に意味がないことは、原発事故が想定以上の重大な事態を引き起こしたという現実を見ればすぐに納得できることである。会社の方針をおもんばかったことが、かえってレピュテーションを損なったのであり、ひとが考慮すべきはまず第一に現実、第二に現実であった。

数年前に「KY」、つまり空気を読まない人、ということばも流行した。これは「一定の場所、一定の人々の前、一定の状況のもとでは一様に一定の行動が期待される」ということを意味したようである。だれも口に出さないうが、この世の中には雰囲気としての行動規範があるらしい。

しかしこれもナンセンスである。バブル経済を生きた経験からすれば、右肩上がりで株価と不動産価格は上がるものという世間の空気には裏切られたのである。

弁護士職務基本規程の第5条に「弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。」とある。法律の専門家として合理的な判断に基づいて事案を把握し、自分自身で真実と思うことを尊重すべきであるとされている。真実には誠実に向き合わなければならない。だれかの思惑、世間の空気など考慮する暇はない。

(YK生)

開設15周年

リーガル・サービスセンター



巻頭言

リーガル・サービス・センターの受付には、NITA(全米法廷技術研修所)から学術交流協定の記念として頂いたクリスタル製のガベルが飾られています(ガベルというのは、よく欧米の映画などで、裁判官が法廷で「静粛に！」と言いながら叩いている木槌のことです。ちなみに、日本の法廷ではガベルは使われていません。)

センターでは、落ち着いた相談をしていただけるよう、印象派風の絵画、花やマスコット人形など、どちらかというとなごやかな印象を与えるものを備えています。ですが、その中であってこのガベルは、美しいながらも少し厳肅な雰囲気を出しています。

広島大学大学院法務研究科附属リーガル・サービス・センター
センター長 小濱 意三



LSC開設15周年 ごあいさつ

リーガル・サービス・センターは、2005年4月に広島大学大学院法務研究科の実習教育及び社会貢献の実践強化を目的に開設されました。

法務研究科は、司法制度改革に伴う人的基盤強化のため、新たな法曹養成制度の一翼を担う専門職大学院(法科大学院)として、2004年4月に設置されました。法科大学院は、法律基本科目に加えて、実務基礎科目を設け、実務法曹としての基本的な資質及び能力を修得させる教育を行うことが求められ、法務研究科においても法曹実務を直接体験する場として法律相談実習(リーガル・クリニック)を、模擬裁判やエクスターンシップとともに取り入れています。

リーガル・サービス・センターは、実際の法律相談を素材に実務相談教材を作成するとともに、いわゆる模擬クライアントを養成することで、クライアントとの信頼関係を構築するコミュニケーションのあり方まで踏み込んで修得できる学びの場を提供し、実習教育の質を飛躍的に向上させてまいりました。特に法学未修者にとっては、模擬法律相談を通じて、法務研究科の示す学修の指針が具体的にイメージできるようです。これらは法務研究科にオリジナルな教育を補充強化し、有為な人材を法曹界に送り出すことに貢献しています。

リーガル・サービス・センターは、開設以来、毎週木曜日に広島弁護士会の協力のもとに、民事事件について弁護士による無料法律相談を実施しています。法科大学院の設置を導いた司法制度改革は、私たちの社会



が、客観的に公正な法による透明性の高い紛争解決を旨とする法治社会に転換することを目指すものです。市民に対して弁護士による法的紛争解決の相談の機会を継続して提供してきたことは、地域社会の法化社会化への一助となっていると思います。

リーガル・サービス・センターが、法曹養成教育及び社会貢献いずれにおいてもその機能を拡充しさまざまな期待に応えつつ、15周年を迎えることは喜ばしいかぎりです。今後も現代社会の変化に対応し、市民の皆様にも充実した法的サービスを提供し、法科大学院における法曹養成教育をサポートし一層の充実を図りますことで、法化社会化への寄与が期待されます。その準備は既にできあがっているものと確信いたしております。

皆様方の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

広島大学大学院法務研究科長 秋野 成人

編集後記

春を迎えるたび、リーガル・サービス・センターの窓から見えた桜並木の見事さを思い出します。その場所には、学生寮や介護施設、53階建てのタワーマンションなどが建ち並び、東千田キャンパスの周辺は、随分と様子が変わりました。一般社会に法的サービスが浸透してきた近年は、以前より、法律相談件数が減少しましたが、学生の教育の場として、社会的貢献の場として歩んできたリーガル・サービス・センターの使命が変わることはありません。私たちは、同じ環境の中にいると目標を見失い、その状況に甘んじてしまいがちです。「行き着く港をもたぬ船に、風は決して帆を押さない」これから何をなすべきか、羅針盤の針は正しい未来を指しているか、16年目の春は、改めて問い直す時節です。(幸)



広島大学大学院法務研究科附属 リーガル・サービス・センター

広島市中区東千田町1-1-89 TEL (082) 542-7035





広島大学法科大学院附属リーガル・サービス・センター(LSC)は、2005年に開設され、本年で開設15周年を迎えることができました。本冊子は、LSCの2015年度以降の活動を示したものです。

LSCは、①無料法律相談を通じて社会貢献を行うとともに、②法律相談で得られた情報を利用するなどして、法分野における臨床的・実務的な教育方法・教材を提供することを主たる目的としています。

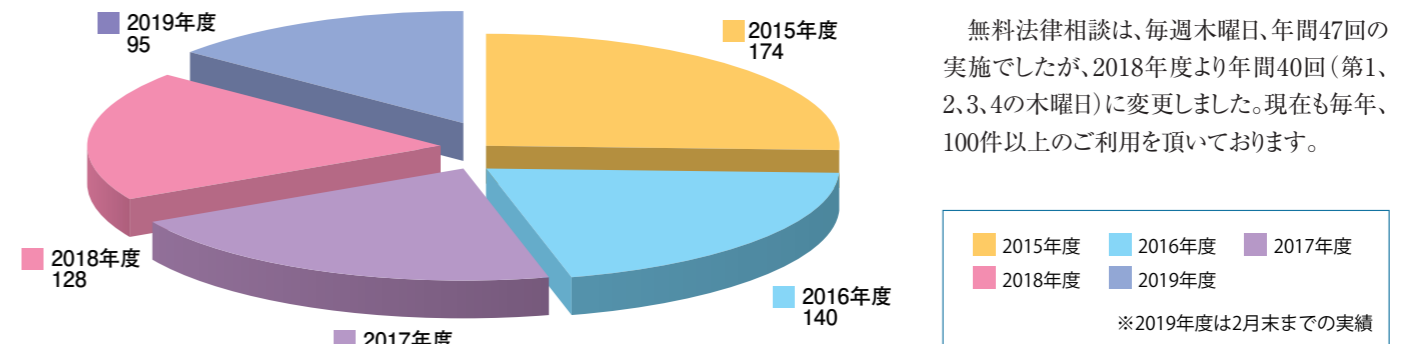
2015年度以降の活動を振り返ってみますと、LSCで行われた法律相談の件数は、延べ680件を数えました。近時は月平均11件の相談が行われており、身近な法的サービスを提供する場として確固たる地歩が築かれているとよいでしょう。

また、教育面では、法律相談で得られた情報を利用して作成された教材を活用し、またLSCで養成した模擬相談者に協力いただき、多数の模擬法律相談を実施することができました。LSCの行う模擬法律相談は、正規の授業のみならず、院生の課外の自主的な学習においても実施され、あるいは他大学の授業にも組み込んでいただくなど、優れた教育効果があるものとして広く活用されています。また、継続教育の一環として、司法試験合格者(及び新規登録弁護士)を対象とした模擬法律相談も実施しています。



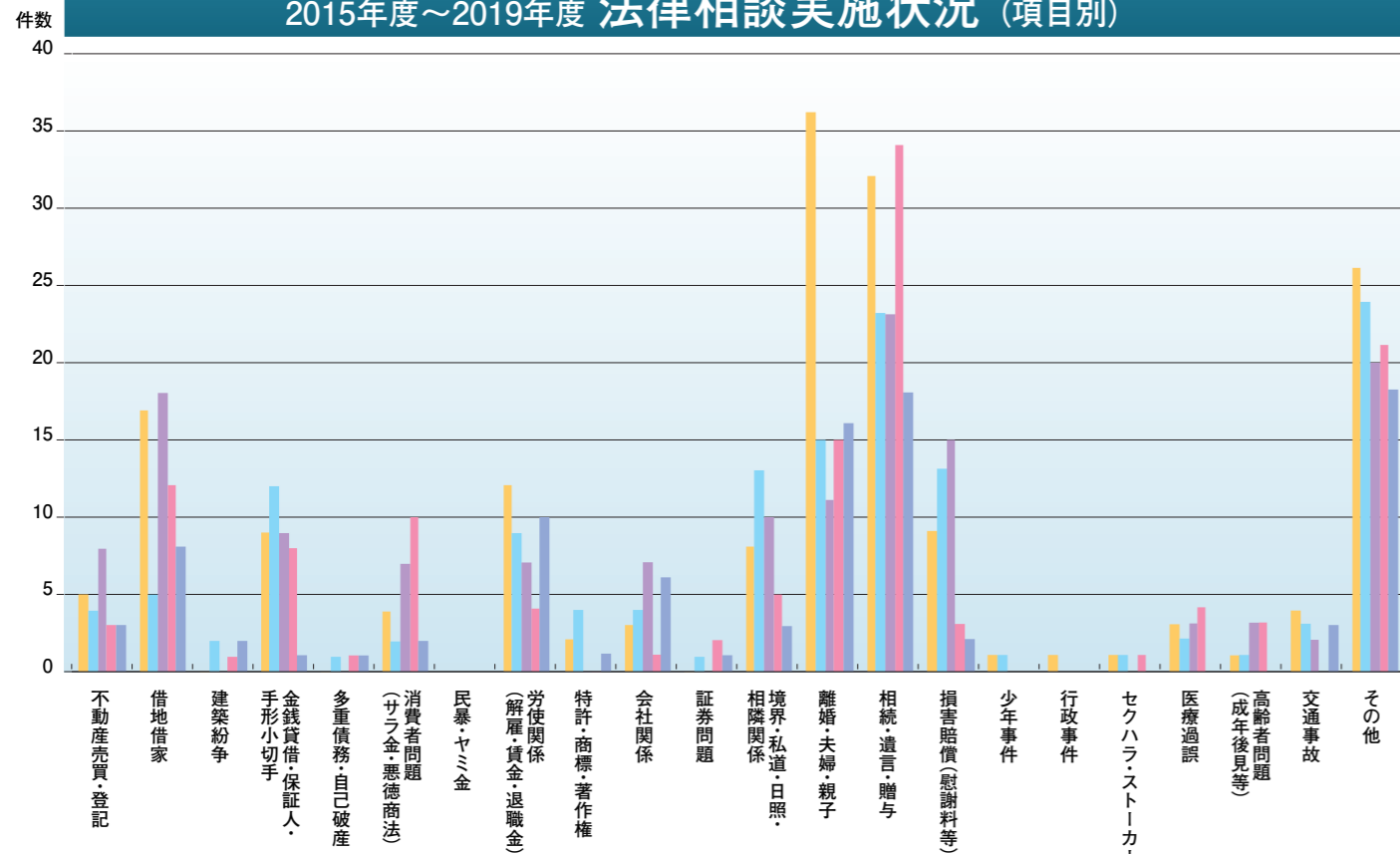
センター長 小濱 意三

無料法律相談 相談実施件数年間合計



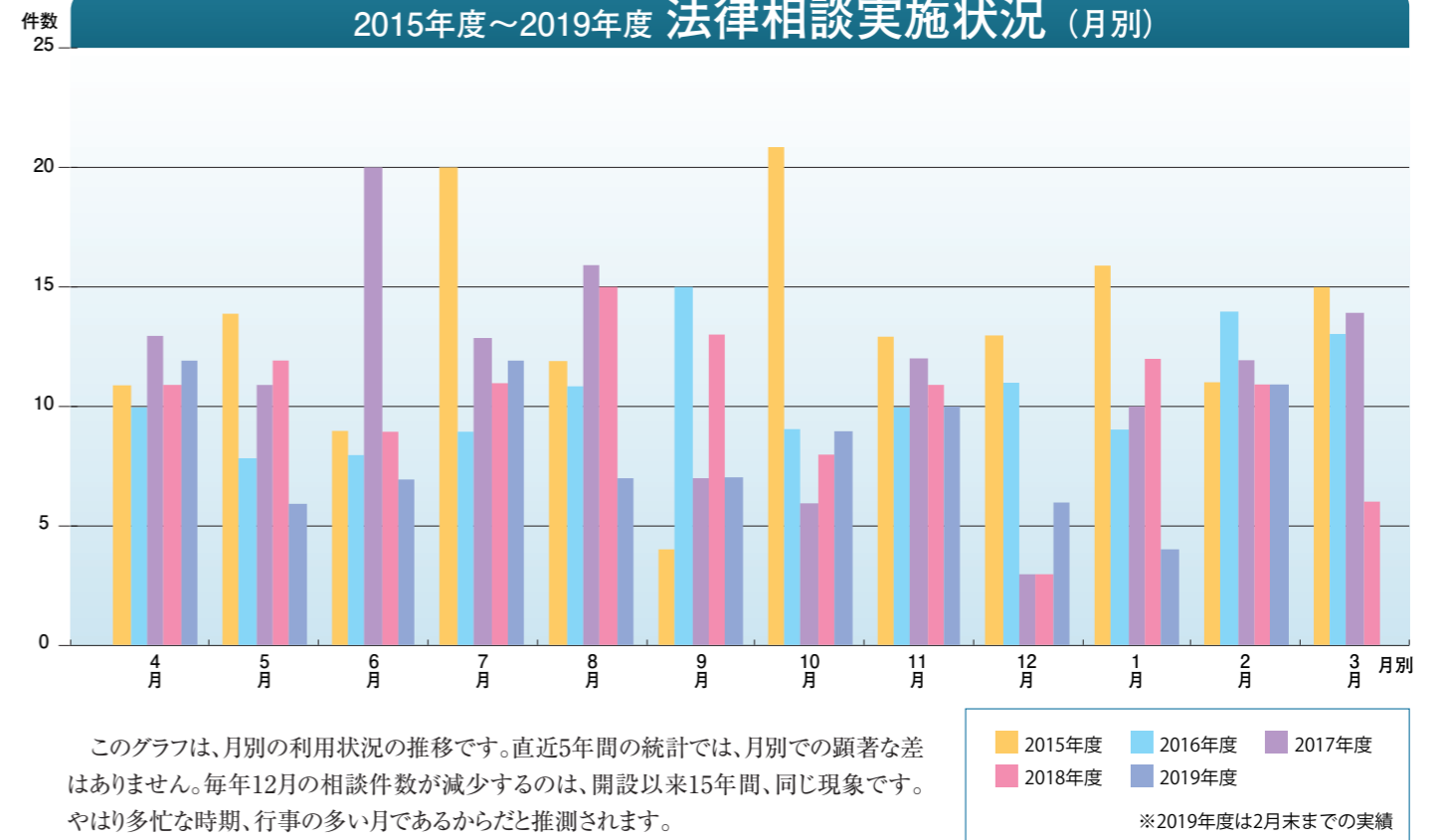
無料法律相談は、毎週木曜日、年間47回の実施でしたが、2018年度より年間40回(第1、2、3、4の木曜日)に変更しました。現在も毎年、100件以上のご利用を頂いております。

2015年度～2019年度 法律相談実施状況 (項目別)



このグラフは、相談内容を項目別に分類したものです。相続問題で「土地を相続したくない」「放棄したい」など、相続を拒否したいという内容が増加しているのは、近年の特徴的なことです。また、その他の項目で急増しているインターネット関係のトラブルは「勝手に写真をアップされた」「契約解除できない」など、世相を反映しています。

2015年度～2019年度 法律相談実施状況 (月別)



法律相談を担当する弁護士は、相談者が話す内容から、相談者が抱えている問題、巻き込まれている紛争の内容を想像して、どのような助言をすれば良いかを考えます。もともと、相談者の発言を鵜呑みにしているだけでは、紛争の実態を把握することはできません。弁護士には、相談者が語っていない事実、言いたくないかもしれない裏事情を聞き出して、紛争の実態に迫る工夫が求められます。

裁判官が訴訟の審理を行う際にも、当事者が口頭弁論で主張した事実、提出した証拠に基づいて、必要なら当事者に補足説明(釈明)を求めることで、訴訟の背後にある紛争の実態を可能な限り正確に把握しなければなりません。

民事紛争の解決は、紛争の実態を把握することから始まります。法科大学院では、そのために必要な知恵と能力を、法律相談の実習を通して養成します。

法務研究科 田邊 誠

